

大口町外出支援サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に在住し、在宅で生活し、高齢や心身等に障がいがあるため、日常生活に制限を受ける者に対して、大口町コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）又はタクシー等を利用する場合において、コミュニティバス利用料金又はタクシー等料金の一部を助成すること（以下「外出支援サービス事業」という。）によって、移動手段の確保と生活の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、当該年度の4月1日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民基本台帳に記録されている者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当し、かつ、前年度の市町村民税算入に係る合計所得金額が210万円未満の者又は障がい等を理由とした収入の急変により直近1か月の収入に1.2を乗じて得た額が市町村民税算入に係る合計所得金額に換算した場合210万円未満となる者

ア 身体障害者手帳の交付を受けている総合判定が1級又は2級に該当する者

イ 療育手帳の交付を受けている障がいの程度がA判定の者

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がいの程度が1級の者

エ 特定医療費受給者証（指定難病）の交付を受けている者

(2) 前号に該当しない者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、前年度の市町村民税が非課税のもの又は市町村民税が課税されている者のうち、大口町内に所有する土地等を収用等により譲渡し、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項の規定の適用により市町村民税所得割が課税されていないもの

ア 満80歳以上の者

イ 満75歳以上の単身高齢者又は満75歳以上の者のみで構成される高齢者

世帯に属する者

ウ 介護保険法（平成9年法律第132号）の規定により要介護の認定を受けた者

(3) 満70歳以上の運転免許証返納者

(事業内容)

第3条 前条第1号及び第2号に規定する者に対する事業内容は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において対象者1人につきコミュニティバスの利用回数が66回、タクシー等の利用回数が48回又はコミュニティバスの利用回数が33回及びタクシー等の利用回数が24回を超えない範囲のいずれかとし、1回の利用につき基本料金等に相当する額を助成するものとする。

2 前条第3号に規定する者に対する事業内容は、コミュニティバス利用回数券（以下「回数券」という。）22枚を1度限り助成するものとする。

3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に定めている一般乗用旅客自動車運送事業における患者等を輸送するため寝台等必要な特別装備をした車両の基本料金等は、国土交通省中部運輸局が定めた一般乗用旅客自動車運送事業の運賃（患者等を輸送する車両に限る。）の尾張地区の初乗料金（走行4キロメートルまで）以下とする。

(申請書の提出)

第4条 外出支援サービス事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、大口町外出支援サービス助成申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 第2条第3号に規定する運転免許証返納者については、運転免許証返納後1年以内に申請書に運転経歴証明書又は申請による運転免許の取消通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(助成券等の交付等)

第5条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 第2条第1号の規定に該当すると認めた場合 大口町外出支援サービス助成

券（様式第2。以下「助成券」という。）を申請月に応じ別表第1のとおり交付する。

(2) 第2条第2号の規定に該当すると認めた場合 助成券等を申請月に応じ別表第2に定めるアからウのいずれかを交付する。

(3) 第2条第3号の規定に該当すると認めた場合 回数券22枚を交付する。

2 町長は、第2条各号に該当しないと認めたときは、大口町外出支援サービス助成却下通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

（タクシー事業者等との契約）

第6条 町長は、タクシー業者等又はコミュニティバス事業者（以下「契約事業者」という。）との間において、助成に関し必要な事項について契約を締結するものとする。

（サービスの利用方法）

第7条 助成券等の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、前条に規定するタクシー事業者等を利用した場合に、1乗車につき1枚の助成券を乗務員等に提出するものとする。

2 タクシー事業者等は、前項の規定により助成券の提出があったときは、タクシー一等料金から助成の額を控除した額を、受給者に請求するものとする。

3 タクシー事業者等は、受給者から受け取った助成券を添えて、当該助成券の枚数分の基本料金等を町長に請求するものとする。

4 回数券の交付を受けた者がコミュニティバスを利用した場合は、1乗車につき1枚の回数券を乗務員に提出するものとする。

5 コミュニティバス事業者は、受給者から受け取った回数券を添えて、当該回数券の枚数分の金額を町長に請求するものとする。

6 町長は、第3条第3項に規定する回数券を交付した場合には、コミュニティバス事業者に対して交付枚数を報告し、コミュニティバス事業者はその回数券の枚数に応じた金額を町長に請求するものとする。

7 町長は、第3項、第5項及び第6項の規定により契約事業者から請求があったときは、速やかに当該請求金額を支払うものとする。

(手帳の提示)

第8条 第2条第1号ア又はイに該当する受給者がタクシー等を利用する場合は、身体障害者手帳又は療育手帳を必ず携帯し、タクシー等の乗務員等から提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(再交付の制限)

第9条 助成券及び回数券は、いかなる理由があっても再交付しないものとする。

(助成券等の返還)

第10条 受給者は、第2条第1号又は第2号に該当しなくなったときは、直ちに大口町外出支援サービス助成資格喪失届(様式第4)に残存する助成券等を添えて町長に返還しなければならない。

(譲渡、担保又は虚偽使用の禁止)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、助成券及びサービスに要した費用並びに回数券の返還を命ずることができる。

- (1) 受給者が、助成券又は回数券を他人に譲渡し、又は担保として不正に使用した場合
- (2) 虚偽の申請をして入手した助成券若しくは回数券又は偽造した助成券若しくは回数券使用した場合

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則(平成12年3月31日大口町告示第59号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月17日大口町告示第75号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年5月12日大口町告示第57号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町外出支援サービス事業実施要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月27日大口町告示第20号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日大口町告示第22号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月31日大口町告示第62号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年3月26日大口町告示第36号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月26日 大口町告示第88号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月27日 大口町告示第38号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第29号）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日において、改正前の大口町外出支援サービス事業実施要綱第2条第4号に該当している要支援者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日 大口町告示第35号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日 大口町告示第9号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年3月26日 大口町告示第18号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日 大口町告示第33号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の大口町外出支援サービス事業実施要綱の規定は、平成31年度以後の事業について適用する。

附 則（令和3年2月26日 大口町告示第7号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町外出支援サービス事業実施要綱の規定は、令和3年度以後の事業について適用し、第2条第3号に規定する運転免許証返納者は令和3年4月1日以後に運転免許証を返納した者に限る。

附 則（令和5年3月28日 大口町告示第31号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

大口町外出支援サービス助成申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町
氏 名
助成対象者との続柄
電 話

下記のとおり大口町外出支援サービスの利用を申請します。
なお、助成券等の交付のため、私の町民税の課税状況を閲覧することに同意します。

助 成 対象者	住 所	大口町		
	氏 名		生年月日	年 月 日
申 請 事 由	1. 身体障害者手帳 1級・2級 (手帳番号) 2. 療育手帳 A (手帳番号) 3. 精神障害者保健福祉手帳 1級 4. 特定医療費受給者証 (指定難病) 保持者 5. 満80歳以上 6. 満75歳以上 単身高齢者・高齢者世帯 7. 介護保険 要介護1・2・3・4・5 8. 運転免許証返納			
備 考				

※特定疾患医療給付事業受給者票をお持ちの方は、ご提示ください。

※運転経歴証明書等をお持ちの方は、ご提示ください。

※申請事由1～4に該当し、障がい等を理由とした収入の急変による申請を行う場合は、その事実を確認することができる書類 (給与明細等) の写しを添付してください。

様式第3 (第5条関係)

大口町外出支援サービス助成却下通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日に申請のあった、大口町外出支援サービス助成については、
下記により却下します。

記

却 下 理 由

様式第4（第10条関係）

大口町外出支援サービス助成資格喪失届

年 月 日

大口町長 様

届出者住 所
氏 名
助成対象者との続柄
電 話

下記のとおり、資格を喪失しましたので、助成券等を添えて届け出します。

助 成	住 所	大口町		
対象者	氏 名			
資格喪失年月日	年 月 日	喪失理由	転出・死亡・その他	
対 象 区 分	1. 身体障害者手帳 1級・2級 2. 療育手帳 A 3. 精神障害者保健福祉手帳 1級 4. 特定医療費受給者証（指定難病）保持者 5. 満80歳以上 6. 満75歳以上 単身高齢者・高齢者世帯 7. 介護保険 要介護1・2・3・4・5			
備 考				